

介護支援専門員等の支援者様へ

令和 3 年 6 月 16 日
加西市地域包括支援センター

成年後見制度申立てに関する相談手順等について

平素は地域包括支援センター業務について多大なるご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

認知症等により財産の管理や日常生活等に支障がある高齢者等が地域で安心して生活するために、成年後見制度を円滑に利用できるよう、成年後見制度利用促進法に基づく取り組みが求められています。

このたび、地域包括支援センターでは、支援者様による成年後見制度申立てに関するご相談までにご確認いただきたい情報等を下記のとおり整理いたしました。

ご利用者の成年後見制度申立てをご検討の際、ご活用いただければ幸いです。

記

- 1・・・「成年後見制度申立てに関する事前確認表」
- 2・・・「成年後見制度申立てに関する事前確認チェックシート」
- 3・・・「成年後見制度申立てに関する相談手順」

(参 考 資 料)

- ①・・・「4親等内の親族図」
- ②・・・「あなたの財産や権利を守るために」
- ③・・・「本人情報シート(成年後見制度用)」

加西市地域包括支援センター

☎0790(42)7522

担当者(高橋・濱垣)

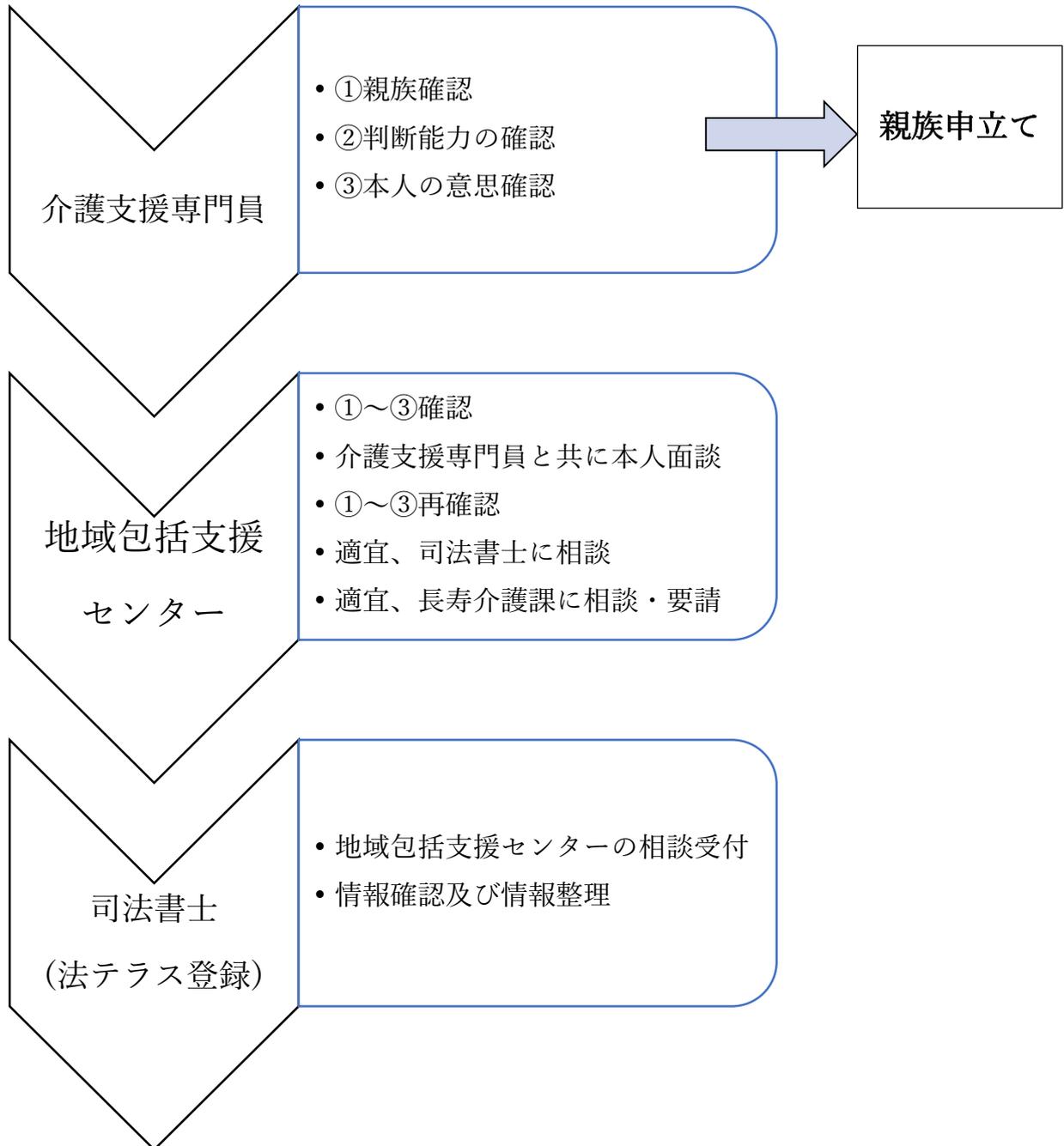
成年後見制度申立てに関する事前確認表

親 族	<p><u>親族の状況を確認している。</u> ※参考資料あり</p> <ul style="list-style-type: none">・配偶者及び2親等内の親族の有無。有りでも生存確認ができない、音信不通の状況にある。・3親等または4親等の親族で「申立て」できる親族の有無・4親等以外でキーパーソン・協力してくれる親族の有無。・「申立て」について親族の意向を確認している。・利害対立関係（虐待等）で「申立て」することができない。
判断能力	<p><u>判断能力を確認している。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・主治医に判断能力（認知機能）について相談している。・家庭裁判所に提出する「診断書」作成の可否について確認。・「本人情報シート」（成年後見制度用）を作成。 ※申立て決定の場合
本人の意思	<p>本人が「申立て」を希望している。</p> <ul style="list-style-type: none">・複数回、異なる日に「申立て」の意思を確認している。 <p><u>本人に成年後見制度の概要を説明している。</u> ※参考資料あり</p> <ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の「申立て」にかかる費用等の説明。・成年後見制度利用にあたり、本人が「自由の制限」「管理される」と感じる事柄についての説明。

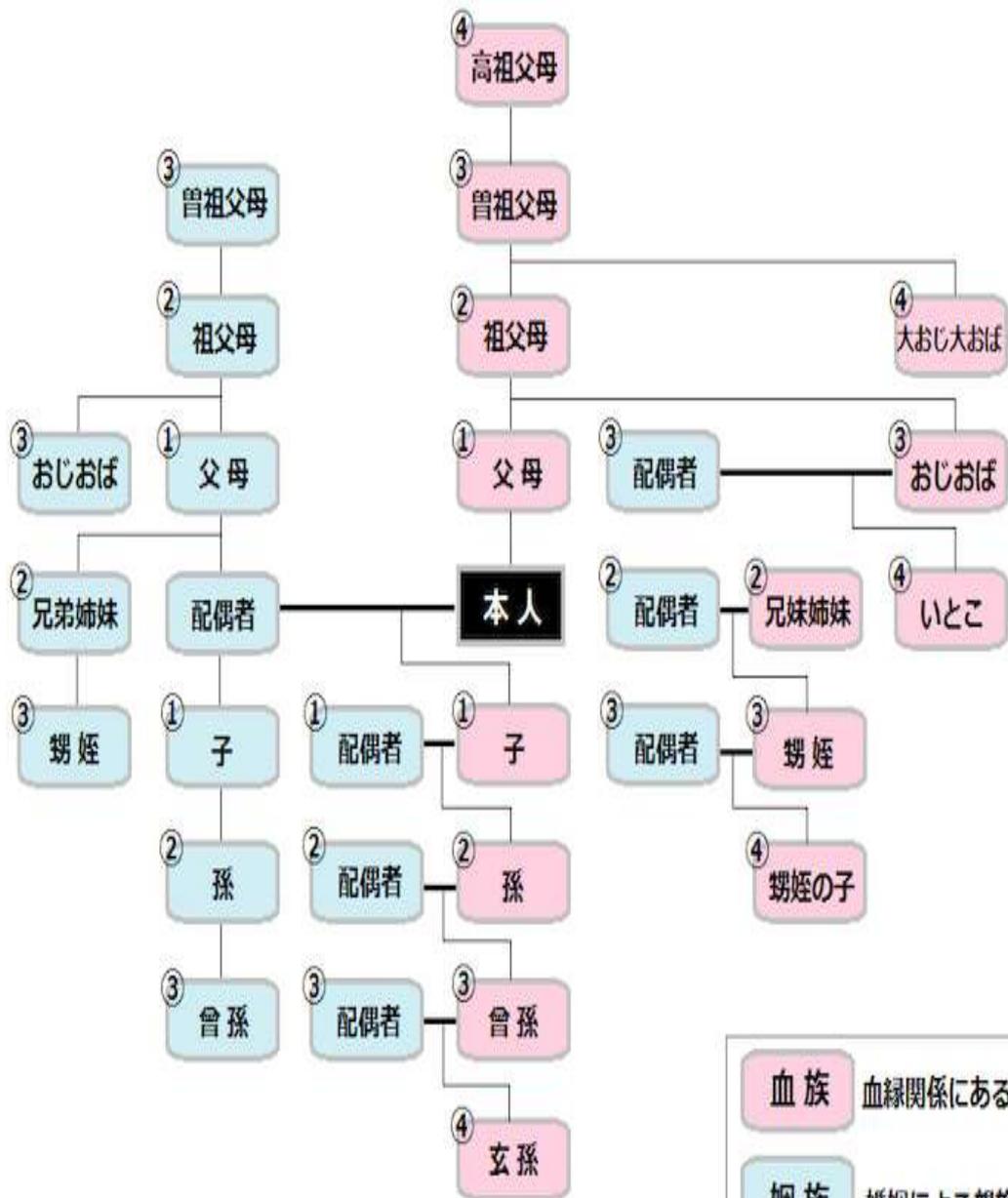
成年後見制度申立てに関する事前確認チェックシート

親 族	<p>親族状況の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 配偶者及び2親等内の親族「有」</p> <p><input type="checkbox"/> 配偶者及び2親等内の親族「無」</p> <p style="text-align: center;">※配偶者及び2親等内親族が「有」でも何らかの事情により「申立て」が困難な場合は「無」も選択。</p> <p><input type="checkbox"/> 配偶者及び2親等内の親族「不明」</p> <p><input type="checkbox"/> 3親等または4親等の親族で「申立て」できる親族「有」</p> <p><input type="checkbox"/> 3親等または4親等の親族で「申立て」できる親族「無」</p> <p><input type="checkbox"/> 生存確認不明（ 配偶者・2・3・4 親等 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 音信不通（ 配偶者・2・3・4 親等 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 4親等以外でキーパーソン・協力してくれる親族「有」</p> <p><input type="checkbox"/> 4親等以外でキーパーソン・協力してくれる親族「無」</p> <p><input type="checkbox"/> 「申立て」について親族の意向を確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 利害対立関係（虐待等）で「申立て」できない。</p>
判断能力	<p>判断能力の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 主治医に判断能力（認知機能）を相談している。</p> <p><input type="checkbox"/> 主治医に「診断書」の作成可否について確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 「本人情報シート」（成年後見制度用）を作成している。</p> <p style="text-align: center;">※申立て決定の場合</p>
本人の意思	<p>本人の意思の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 複数回、異なる日に「申立て」の意思を確認している。</p> <p>成年後見制度の概要説明の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 成年後見制度の「申立て」費用等を説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 成年後見制度の利用により、本人が「自由の制限」「管理される」と感じる事柄について説明している。</p>

成年後見制度申立てに関する基本的な相談手順



4 親等内の親族図



血族 血縁関係にある親族

姻族 婚姻による親族

※ 数字は本人から見た親等数

「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ

このたびは「本人情報シート」の作成に御協力いただき、ありがとうございます。

この「本人情報シート」は、職務上の立場からご本人を日頃より支援されている福祉関係者の方に、ご本人の生活状況等に関する情報を記載していただくための書面です。家庭裁判所は、成年後見制度の利用を開始するための申立てについて、ご本人の精神上的障害の有無や鑑定の要否を判断するため、医師が作成した診断書の提出をお願いしています。診断書は、家庭裁判所がご本人の精神の状況について判断するための重要な資料となるため、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、十分な判断資料に基づいて医学的診断を行っていただくことが望ましいと考えられます。作成していただいた「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に提供され、医学的診断の際の資料となるだけでなく、家庭裁判所に提出され、裁判官が審理をする際の資料にもなります。

作成していただいた「本人情報シート」は、直接家庭裁判所にお送りいただくのではなく、作成を依頼した方にお渡しくください。

「本人情報シート」の作成方法等については、「本人情報シート作成の手引」を用意しております。この手引は裁判所のウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からダウンロードすることができますので、ぜひ御活用ください。

「後見ポータルサイト」→「手続案内及び各種書式」→「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」の順に検索してください。

本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人 氏名： _____ 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日	作成者 氏名： _____ 印 職業(資格)： _____ 連絡先： _____ 本人との関係： _____
---	---

1 本人の生活場所について

自宅（自宅での福祉サービスの利用 あり なし）

施設・病院

→ 施設・病院の名称 _____

住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について

介護認定（認定日： _____ 年 _____ 月）

要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）

非該当

障害支援区分（認定日： _____ 年 _____ 月）

区分（1・2・3・4・5・6） 非該当

療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 _____）（判定 _____）

精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要

（今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり なし

（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

エの項目は裏面にあります。）

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

意思を他者に伝達できる 伝達できない場合がある

ほとんど伝達できない できない

イ 日常的な行為に関する理解について

理解できる 理解できない場合がある

ほとんど理解できない 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

記憶できる 記憶していない場合がある

ほとんど記憶できない 記憶できない

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している 認識できていないところがある
 ほとんど認識できていない 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について

- 支障となる行動はない 支障となる行動はほとんどない
 支障となる行動がときどきある 支障となる行動がある
(行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上 月1回以上 月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
 親族又は第三者が管理している
(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
 その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等で、判断能力が不十分な人の権利を守る援助者を選ぶことで法的に本人を支援する制度です。



1. 成年後見制度の種類

判断能力に応じて3つの制度が利用できます。

種類	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が全くない	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分
本人の同意	不要	不要	必要
援助者(※1)	成年後見人	保佐人	補助人
援助者の権限	代理権(※2)	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為
	同意権取消権(※3,4)	日常生活に関する行為以外の全ての行為	法律が定める重要な行為
制度を利用した場合の制限	・会社役員、医師、弁護士、税理士、公務員などの地位を失う ・印鑑登録が抹消される	・会社役員、医師、弁護士、税理士、公務員などの地位を失う	—

※1以下、援助者(成年後見人、保佐人、補助人)を後見人等と表記。 ※3同意権：後見人等が同意すると契約行為等が成立する。
※2代理権：本人に代わって本人のために取り扱ったり契約を行う。 ※4取消権：本人の行為を初めから無効とし、原状に戻す。

2. 受けられる支援

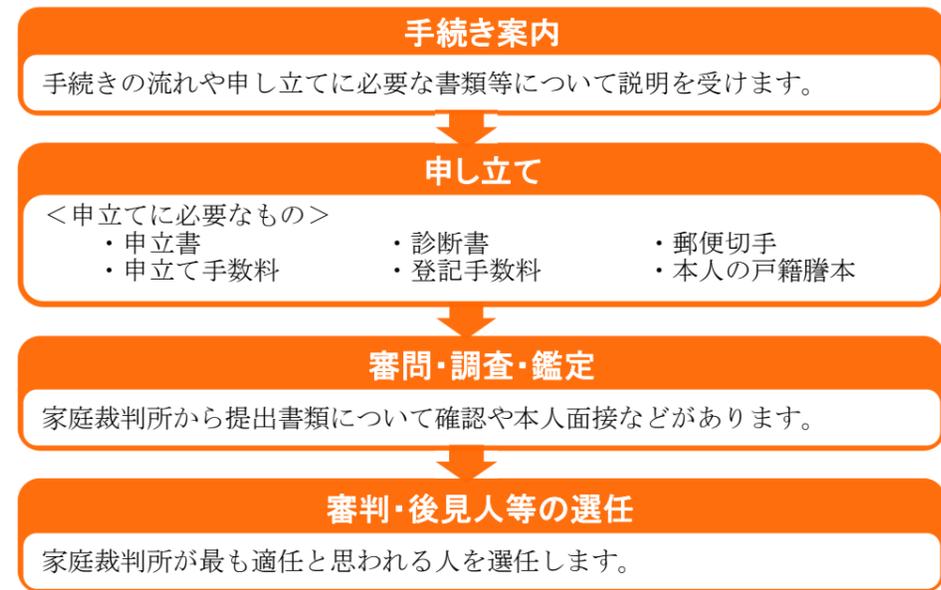
財産の管理に関すること	生活や健康管理に関すること
<ul style="list-style-type: none"> 不動産等の財産の管理、保存、処分など 銀行等の金融機関との取引 収入や支出に関わる各種手続、管理(年金、給与、保険、公共料金、債務、税金など) 遺産相続、遺産分割協議、相続放棄などの手続 住居の確保に関する契約や費用の支払い 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険等の利用手続 医療や福祉サービスの契約や費用の支払い

3. 申立てができる人

法定後見の申立ては、本人・配偶者・4親等内の親族が行うことが基本と考えられます。しかし、配偶者や2親等内の親族がいない場合や、親族はいるものの、関与を拒否している場合は、市長が申立てを行うことができます。

4. 手続きの流れ

手続きや書類の提出先は家庭裁判所です。



【申立てに関する問い合わせ先】

神戸家庭裁判所 社支部
〒673-1431 加東市社 490-2 TEL : 0795 (42) 0123

よくある質問

質問1. 申立てに費用はかかりますか？

申立ての費用は約1万円です。ただし、本人の判断能力について鑑定を行う場合があり、その際には3～10万円の鑑定料がかかります(補助の申立てには鑑定の必要はありません)。

質問2. 申立ての手続きは難しいですか？

家庭裁判所で申し立て手続きの説明や相談を受けることができます。また、弁護士や司法書士に依頼することもできます。

質問3. 後見人等に対する報酬はいくらですか？

本人の財産や後見人等の仕事の内容に応じ、家庭裁判所が決定します。

質問4. 申立てから審判までの期間はどのくらいですか？

状況により異なりますが、1ヶ月から3ヶ月程かかるようです。

質問5. どんな人が後見人等になれるのですか？

親族だけでなく、第三者(弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等)も後見人等になることができます。

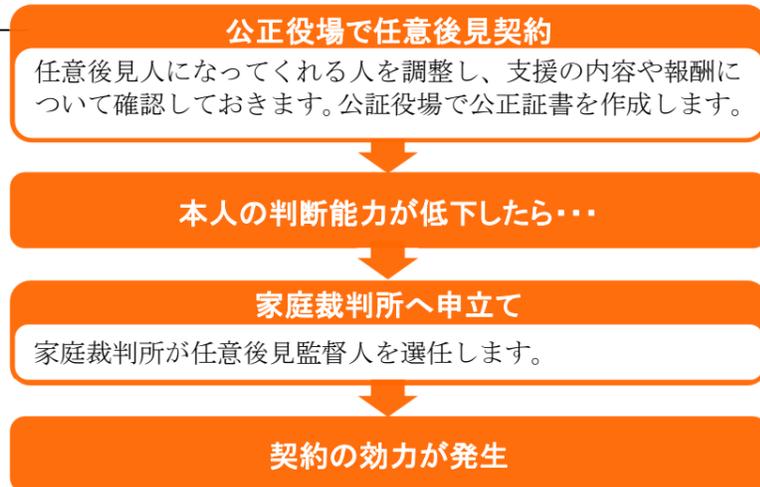
質問6. 成年後見人の制度を利用する場合や手続きを第三者にお願いする場合、どこに相談したらよいでしょうか？

弁護士：「高齢者・障害者相談支援センター・たんぽぽ 姫路支部」079 (286) 8222
司法書士：「社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 兵庫支部」078 (341) 8699
社会福祉士：「権利擁護センター ぱあとあ兵庫」078 (222) 8107

任意後見制度 ～将来に備えて～

将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を結んでおくものです。

1. 対象者 判断能力が十分にある方
2. 公正証書作成手数料 約2万円
3. 手続きの流れ



【相談・関する問い合わせ先】

加古川公正役場
〒675-0031 加古川市加古川町北在家 2006 TEL : 079 (421) 5282

日常生活自立支援事業 ～判断能力に不安がある方が受けられる支援～

判断能力に不安のある方に、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用支援を行います。

1. 対象者 在宅で生活をされている、判断能力に不安のある方（高齢者や知的障がい者、精神障がい者等）で、本人の利用意思の確認できる方。
2. 利用料 1時間 1,000円（生活保護受給者は無料）
3. 受けられる支援

福祉サービスの利用支援	日常的な金銭管理	通帳・印鑑・公的書類等の保管
<ul style="list-style-type: none"> ・介護などの福祉サービスについての相談 ・サービス利用時の手続き支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関へのお金の出し入れ ・公共料金や家賃の支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳（上限50万円） ・金融機関の届出印 ・年金証書などの保管

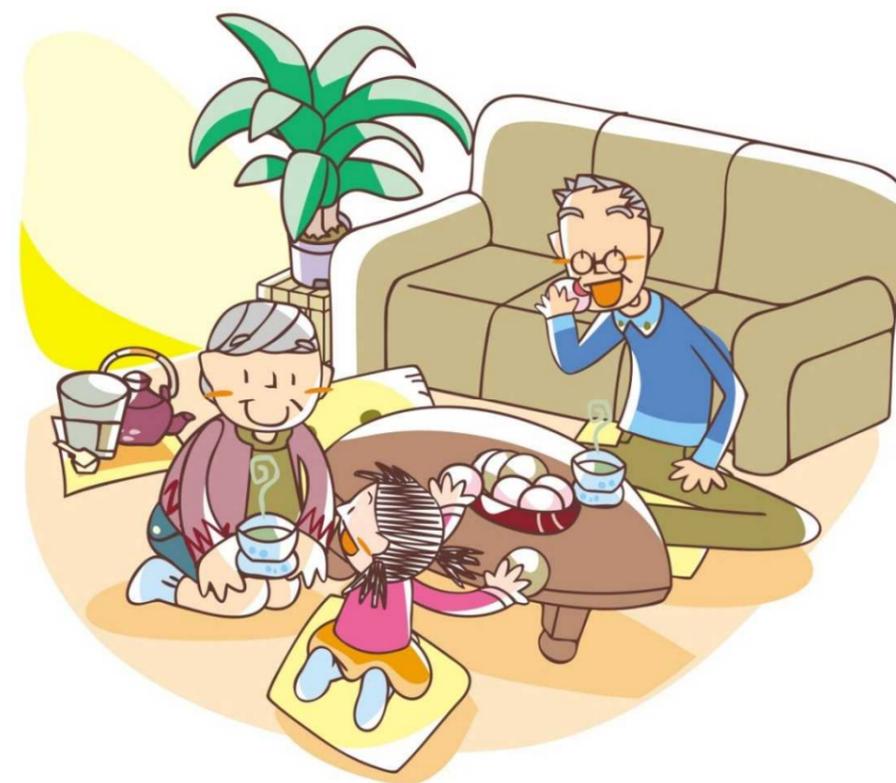


【相談・関する問い合わせ先】

加西市社会福祉協議会（加西市健康福祉会館）
〒675-2303 加西市北条町古坂 1072-14 TEL : 0790 (43) 1281

あなたの財産や権利を守るために

— 成年後見制度の利用を考えてみませんか？ —



【成年後見制度全般に関する相談・問い合わせ先】

高齢者の方は… 加西市地域包括支援センター Tel : 0790 (42) 7522
加西市役所 長寿介護課（市役所2階） Tel : 0790 (42) 8728

障がい者の方は… 加西市役所 地域福祉課（市役所1階） Tel : 0790 (42) 8725